令和5年第4回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

 招
 集
 令和5年12月22日(金)

 開催場所
 常滑市役所3階委員会室

 開会
 午前9時54分

 財
 会
 午前10時03分

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2会期の決定日程第3諸般の報告

例月出納検査結果(令和5年7~9月分)

定期監査結果報告

日程第4 議案第5号

中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について

◎本日の会議に付議された事件

議事日程のとおり

◎出席議員(15名)

2番澤田 1番 沢 田 清 勝 4番 國 弘 秀 之 3番 中村和也 5番麻生七海 6番 青木信哉 7番 櫻井雅美 8番 石 川 喜 次 9番 石川 よしはる 10番 久 野 勇 11番 伊藤史郎 12番 西 本 真 樹 14番 成 田 勝 之 加藤 代史子 13番 15番 盛 田 克 己

◎欠席議員(0名)

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 伊 藤 辰 矢 副 管 理 者 世 孝 宏 久 芳 副 管 理 者 籾 Щ 輝 副 管 理 者 朝 夫 Щ 田 半田市副市長 山 本 卓 美 千 武豐町副町 長 近 藤 秋 会 計 管 者 中 樹 理 野 直 場 長 増 田 喜 政 主 任 石 Ш 収 常滑市市民生活部長 野 水 善 文 半田市市民経済部長 大 仁 志 Щ 武豐町生活経済部長 雅 飯 浩 田 常滑市生活環境課長 鯉 江 剛 資 之 敦 半田市環境課長 太 田 晃 武豐町環境課長 北 河

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 都 筑 徹

午前9時54分 開会

- 議長(盛田克己) 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和5年第 4回中部知多衛生組合議会定例会を開会いたします。招集に先立ちまして、 管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者。
- 管理者(伊藤辰矢) 議長のお許しをいただきまして、開会にあたり、一言ご 挨拶を申し上げます。本日は、令和5年第4回中部知多衛生組合議会定例会を 招集申し上げましたところ、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜り、誠に ありがとうございます。日頃は、中部知多衛生組合の運営につきまして、ご 高配を賜り、改めて敬意と感謝を表するものでございます。

さて、本日、付議申し上げます案件は、条例の一部改正案1件でございます。 後ほど担当よりご説明申し上げますので、慎重にご審議いただき、ご可決賜り ますようお願い申し上げ、招集に際しましてのご挨拶とさせていただきます。

議長(盛田克己) ありがとうございました。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開き、議事日程の順序に従い会議を進めてまいります。本日の議事日程は、事前に配付いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(盛田克己) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいた します。署名議員には、2番澤田勝議員、14番成田勝之議員を指名をいたし ます。

日程第2 会期の決定

議長(盛田克己) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決 定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(盛田克己) 日程第3「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例 月出納検査結果(令和5年7月から9月分)」及び「定期監査結果報告」に ついて、それぞれ報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたし まして報告とさせていただきます。

日程第4 議案第5号 中部知多衛生組合職員の給与に関する条例 の一部改正について

- 議長(盛田克己) 日程第4 議案第5号「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。本案に関しての説明を求めます。場長。
- 場長(増田喜政) ただ今議題となりました、議案第5号「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」説明を申し上げます。まず、12ページの「資料」をご覧ください。「1趣旨」でございますが、国において、令和5年8月7日の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与が改

正され、それに準じて、本組合においても一般職の職員の給与を改定するも のでございます。「2改正内容」ですが、「(1)給料表の改定」につきま して、若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減する形で給料月額を平均 1.1%引き上げるものでございます。次に、「(2)期末勤勉手当の支給割合の 改定」につきましては、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合をそれぞれ0.05 月分引き上げ、期末勤勉手当の年間支給割合を4.4月分から4.5月分とするも のでございます。表をご覧ください。本条例の改正内容につきまして、令和 5年度の支給期別に、それぞれの支給割合を示しております。13ページをご 覧ください。先ほどの令和5年度と同様に、令和6年度の支給期別にそれぞ れの支給割合を示しております。「3改正による影響額」ですが、令和5年 度の影響額は、会計年度任用職員以外の職員については、給料表の改定によ り3万2千円、期末勤勉手当の改定により3万8千円、合計7万円となります。ま た、会計年度任用職員については、給料表の改定により7万6千円、期末手当 の改定により5千円、合計8万1千円となる見込みでございます。「4改正の 実施時期」ですが、この条例は、「2 (1)給料表の改定」については令和 5年4月1日から、「2(2)期末勤勉手当の支給割合の改定」については 令和5年12月期の期末勤勉手当から適用するものでございます。それでは、 1ページの議案書にお戻り下さい。第1条においては、中部知多衛生組合職 員の給与に関する条例の一部を新旧対照表の下線部分のとおり改正するもの として、人事院勧告に伴う令和5年度における給料表の改定及び期末勤勉手 当の支給割合の改定について、規定しております。9ページをご覧ください。 第2条では、令和6年度からの改正として、人事院勧告に伴う期末勤勉手当 の支給割合の改定について規定しております。以上、議案第5号「中部知多 衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正」について、よろしくご審査い ただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、説明とさせていた だきます。

議長(盛田克己) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、

原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案を可とすることに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和5年第4回中部知多衛生組合議会定例会を閉会をいたします。ありがとうございました。

午前10時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月25日

議 長 盛 田 克 己

議 員 澤 田 勝

議 員 成 田 勝 之